

公立大学法人福知山公立大学研究費管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）における研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究費 次に掲げるものをいう。

ア 国又は国が所管する独立行政法人等及び地方公共団体又はその外郭団体等から研究事業を目的として受入れをした公的研究費

イ 法人から措置される学内研究費

ウ 民間企業及び財団等から研究の受託により受け入れる受託研究費

エ 民間企業及び財団等との共同研究等により措置される共同研究費

オ 研究促進を目的とする民間機関等からの研究助成金

カ 寄附金のうち研究に使用する奨励寄附金等

キ 前号に掲げるもののほか、研究者が福知山公立大学において学術研究に使用する資金

(2) 研究者 公立大学法人福知山公立大学職員就業規則第2条に規定する職員のうち、研究に従事している者をいう。

(法人の責務)

第3条 法人は、法人又は職員等が研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び学内規程等に従い、研究費の運営及び管理を適切に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公的研究費の補助条件等各研究費の運営及び管理において優先すべき事項（以下「補助条件等」という。）があると認められる場合は、学内規程にかかわらず補助条件等を優先させる。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究費は全て公的なものであるという認識を持ち、研究費による学術研究は信頼性及び公益性を確保すべきものであることを念頭において、研究費の使用に関して説明責任を果たすべく、法令及び学内規程を遵守するとともに、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2 研究者が研究費の不正使用を行った場合は、公立大学法人福知山公立大学職員就業規則その他の規定に基づく処分を行うものとする。

(責任体系)

第5条 法人の研究費の運営及び管理を適正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第6条 最高管理責任者は、法人の研究費に関する運営及び管理を統括し、最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費に関する運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、研究費の運営及び管理に関する不正防止計画を策定するものとする。

(統括管理責任者)

第7条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、各部局における研究費の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つものとし、学部長および事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 各部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の競争資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 各部局において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究費不正使用防止対策委員会)

第9条 研究費の不正使用を防止するために、最高管理責任者の下に研究費不正使用防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設ける。

2 防止対策委員会は統括管理責任者を委員長とし、次の各号に掲げる者のうち、統括管理責任者が必要と

認める者で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 統括管理責任者が指名する職員等
- (4) 統括管理責任者が指名するその他の学外者

3 防止対策委員会に関する事務は、総務企画・財務グループにおいて行う。
(研究費不正使用防止対策委員会の業務)

第10条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費の不正使用防止に係る、運営及び管理の実態と不正使用発生要因の把握
 - (2) 不正発生要因に対する具体的な防止計画の策定
 - (3) 不正防止に係る規程等に関する提言
 - (4) 研究費使用に関するコンプライアンス教育の推進に関する事項
 - (5) 研究費の不正使用の疑いが生じた場合の調査
 - (6) その他研究費の不正使用防止に関する事項
- (相談窓口)

第11条 研究費の事務処理手続き及び使用ルールに関する学内外からの相談窓口を事務局に置く。
(通報窓口)

第12条 不正使用に関する学内外からの通報窓口を事務局に置く。

2 不正使用に係る通報は速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
(調査)

第13条 研究費の不正使用の疑いが生じた場合は、防止対策委員会で直ちに調査を行う。

2 統括管理責任者は、調査結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
(内部監査)

第14条 研究費の管理・運用に関する内部監査は、別に定める内部監査規程に基づいて行うものとする。
(改廃)

第15条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。
(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月7日から施行する。